

大分地方裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成28年2月24日（水）午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所

大分地方裁判所大会議室

3 テーマ

民事部における合議充実の取組について

4 出席委員

飯田伸二，今泉愛，岡村邦彦，塩田申子，関根剛，玉衛隆見，野々下一也，牧真理子，村上正敏（五十音順，敬称略）

5 議事内容

(1) テーマについての説明

(2) 意見交換（□：委員長，◇：委員（学識経験者），◆：委員（法曹関係者），●：裁判所）

□ 合議の充実，活性化については，数年前から力を入れているところである。裁判所は意思決定の仕方が特殊というか，通常会社とは違う部分もあるため，御意見，感想等をいただきたい。

◇ 紹介していただいた例では，右陪席が40代女性，左陪席が20代男性となっていたが，右陪席と左陪席を決めるルールはあるのか。

◆ 裁判官経験が短い方が左陪席，長い方が右陪席を務めるのが通常である。

◇ 合議で裁判を行うのは方向性としては良いと思うが，訴訟事件数の増減はどうなっているか。事件数が増えているとしたら，一人当たりの処理件数が増えても大丈夫なのか。

□ 合議制にはメリット，デメリットがあり，単独（一人）でやる方が合議で処理するより効率的という点はある。事件数としては，数年前まで過払金返還請求訴訟事件の増加により民事訴訟事件数が伸びていたが，そこから減っ

たところでフラットに推移しているという背景があり、現状は合議への取組がしやすい環境になっている。

◇ 充実を図るということは、人と時間を割くことと思うが、大分地裁の裁判官の負担はどれくらいなのか。大都市と大分などの地方では何か違いがあるか。

◆ 単独事件は一人で決められるので早いという面もあるが、迷う事件、複雑な事件の場合は一人で悩むとかえって時間がかかる場合がある。それなら3人で話し合って意見を合致させて進めた方が自信を持って審理ができ、結果的には早く進み、精神的な意味も含めて負担が軽くなるという面がある。

◇ 地域的な違いはあるのか。

□ 単純な件数では測れない部分があるが、大都市と地方とでは担当する事件の内容が変わる部分がある。東京、大阪などの大きな裁判所で訴訟を担当する裁判官は、ひたすら訴訟事件だけを処理することになるが、大分のような地方の裁判官は、訴訟事件を担当する傍ら、破産や強制執行など訴訟事件以外の処理も行っている。訴訟事件の件数自体は少ないが、他の事件も担当するという点が違うところである。

◇ 3人の裁判官で進行する上で、情報共有の難しさはないのか。てん補で不在の時などはどうやっているのか。

◆ 支部てん補で席を外している裁判官がいても、てん補は週に一、二回程度で、今日は不在だとしても次の日には戻るため、不在時にわざわざ支部に電話をかけることはないし、支部では法廷に入っていたりして電話をかけてもすぐに通じるわけではなく、自分も法廷に入ったりしてなかなか時間が合わない。翌日の空いた時間に伝えた方が効率的という気はしている。

□ 先ほど申したとおり、大都市は、訴訟事件だけ担当するということで、裁判官室に人が揃いやすい、顔を上げればすぐに誰かに相談できる、相談しやすいという面があるが、大分くらいの規模の裁判所では、支部てん補や破産

事件に入ったりして裁判官室にいない時間も割とあり、顔をあげて相談しようと思った時にすぐにできないことが多い。大規模庁では簡単にできることが大分ぐらいの規模だとやややりにくいという点があるため、いろいろと創意工夫をしているところである。

- ◆ 左陪席は破産事件等を担当することもなく、裁判官室の自席に座っていることが多いため、先ほど御説明した左陪席によるインフォメーションセンター制、情報を集める係を担ってもらっている。
- 右陪席がいない間に裁判長と左陪席が相談したことを左陪席から右陪席に伝え、右陪席は自分の意見を左陪席に伝え、議論をしている。3人揃うに越したことはないが、このような形でも議論はできるため、工夫しながらやっている。
- ◇ 基本は単独だけど合議にもできる、合議は基本3人だけど2人でもできるという柔軟ないいとこどりのシステムだと感じた。複雑で難しいケースに対応するためということであるが、人材育成の面でも若い裁判官の中に入れて助言しながら育てていくというメリットがあると感じたが、育てられる側の裁判官はどう思っているのか。
- ◆ 裁判長の経験を教えてもらえるのは非常に有り難いことだった。一般的なことを聞いても一般的にしか返ってこないが、具体的なケースでこういうふうに困っていますと尋ねると、具体的な例を出しながら教えてもらえて有り難いと思っていた。
- ◇ 右陪席にも左陪席にも担当の書記官がついて情報を集めたり、調査したり、裁判官の補佐的な事務を行うものなのか。
- 一対一というわけではないが、一つの部に裁判官と書記官、事務官がそれぞれ数名ずつ配置されており、部全体として仕事をしている。書記官には事件について調査してもらったり、一緒に検討してもらうこともある。
- ◇ 書記官も含めて情報共有する中で、裁判官だけではなく、書記官の人材育

成にもメリットがあるように感じた。

- 何にしても議論することは良いことで、単独の事件でも裁判官が書記官に相談することはある。意見交換をし、感想を言い合ったりする中で自分が気付いていなかった視点を書記官から教えてもらったり、お互いにいい刺激を与え合える部分はあると思う。
- ◆ 書記官から教えてもらうこともあるし、法令、判例等について調査してもらうこともある。裁判官、書記官との間で知識や情報を共有して、フォローし合いながら充実した裁判になるように努めている。
- ◇ 市役所では内容、責任の程度に合わせて、課長、部長、副市長、市長が判断を行っている。どんなことでも単独で決定することは考えられないので、合議の方が至極当然に思えるが、裁判所は原則が違うんだなと改めて知った。今後は合議制が進んでいくととらえていいのか。
- 御指摘の点は全くそのとおりで、裁判官の独立が保障されているため、意思決定を担当裁判官だけでやるという裁判所の意思決定の仕方を裁判所以外の一般の方がご覧になるとむしろ驚かれるかもしれないと思っていた。裁判官の独立という基本はあるが、意見交換をし、人と話をすると新しい視点、新しい気付きがあるので、最終的には自分で決断をすることになるが、その前に似たような経験をしたことがある人から話を聞いたり、そういうことをするようにしている。
- ◇ 費用対効果の面もあろうが、合議制は可能な限り進めるべきだと思う。
- ◇ 家庭裁判所や簡易裁判所ではどうか。
- 少年事件の多くは単独で扱うが、合議になることもある。家庭裁判所でも悩んだときには相談し合うこともある。簡易裁判所はすべて単独事件だが、それぞれ得意分野があるため、お互いに教え合ったりすることもある。厳密な意味での合議はなくても、そういうことはある。
- ◆ 家庭裁判所では専門的な知識がない場合は、家庭裁判所調査官が調査した

り、専門的な意見を述べてくれたり、フォローしてもらえ環境もある。

- ◆ 事件を担当していて、争点が比較的少ない単純な事案については単独で進行することに問題は感じていないが、争点が複雑で、多面的な検討とか、多角的な価値観、知識、知見を補完し合う必要があるものについては、合議で取り扱ってもらえると有り難く感じることはある。これまでは合議事件は限られたものしかなく、多くの事件は単独で扱われていたが、大分地裁では最近、複雑で争点が多いという事案については単独から合議に移して審理してもらっており、有り難く感じている。
- 合議率はどうなっているのか。
- 未済事件の中での合議の割合は、平成26年は12.34%、平成27年は21.25%となっている。
- 合議率は倍近くになっており、合議充実にはかなり力を入れているところである。最初から合議でやる事件もあるが、単独である程度審理が進んだ時点で合議にする場合もかなりある。
- ◆ 取組み前は当初の段階で振り分けられる場合が多かった。難しい事件であればそれはそれで良かったが、結果的に合議で審理しなくてもよかったと思われるケースもあった。単独である程度の主張や証拠関係を確認し、合議体で審理した方がいいとなった時点で切り替えるという方向に変わりつつある。
- ◆ 一般企業は上司部下の関係で決裁制度があり、それがOJTになる面もあると思うが、裁判所は司法権として独立していて、前提が大分違うと思った。事件審理的に合議の方がいいという点のほか、教育指導、人材を育てるという面からも合議は役立っているのではないか。検察庁でも若手や中堅の検察官の育成をしているが、裁判所でも左陪席や右陪席の裁判官をどう育てるかというのがあろうが、合議は裁判所の中でのOJT的なものとして有効、有益だと思った。費用対効果の面も考えながら、可能な限り合議制を進めるのがいいのではないか。

- ◆ 本庁は合議が組めるが、大分地裁管内の五支部のうち合議ができるのは中津支部だけである。他の支部でも複雑な案件があり、できれば合議でお願いしたいと思うことがある。支部から本庁に回付して合議にという取組はされているのか。
- 多くはないが、支部から本庁に回付して合議にすることはある。合議が組めない支部から合議相当という相談があれば、当事者の利便性等も考慮した上で検討し、本庁に回付して合議にすることがある。裁判官を何年経験していたとしても得意、不得意があるので、他の人に相談したり、アドバイスしてもらったりしながら進められるのはメリットである。
- ◇ 当事者からの「合議にしてほしい」という希望は通るのか。
- ◆ 申立ての権利があるということではないが、合議にしてほしいという希望があれば、裁判所として検討することになる。
- 申出をしたからといって必ず合議になるわけではないが、裁判所が必要性を感じたら合議にすることになる。
- ◇ 合議にするか、しないかの意思決定はどのように行うのか。
- ◆ 合議にしてもらいたい事件がある場合は、所属の部の中で相談した上で決めることになる。
- ◇ 文書で決定するのか。
- ◆ 口頭で議論し、最終的に合議にすると決まったら、合議決定という書面を裁判官3人で作成する。
- ◇ その決定に所長は介入しないのか。
- 所長が介入することはない。最初から合議にする場合と途中から合議にする場合があるが、最初からの場合は、訴状が提出されて受付が済むと、これは民事第1部、これは民事第2部というように機械的に配てんされる。部では訴状を読んで、これを合議にするか単独でいいかを相談して決めることになる。途中から合議にする場合は、単独で審理している裁判官が合議にした

方がいいのではと考えた時に、他の裁判官に申出をし、検討した上で合議になることもあれば、別に合議じゃなくてもいいのではとなることもある。逆に、他の裁判官から、その事件は合議でやった方がいいのではないかと声があがり、それをきっかけに合議にすることもある。気を遣って、合議にしてほしいけど言いづらいということがないようにしている。

ところで、先ほどの例では、右陪席は女性裁判官だったが、女性裁判官の割合はどうなっているか。

- 平成26年12月1日現在で全国の女性裁判官は703人、全体の19%である。最近は女性裁判官の任官が増えてきており、ここ数年で任官した女性裁判官は全体の30～40%の割合となっている。

□ 昔は本当に女性裁判官は少なかったが、平成28年1月に任官した裁判官のうち女性の割合は42%だったと記憶している。

6 次回期日等について

(1) 日時

平成28年9月21日（水）午後3時から

(2) テーマ

犯罪被害者保護制度について

(3) 場所

大分地方裁判所大会議室